

## 【資料】

### 公文書開示審査会答申の概要

- ・答申 第103号 (H18.12.18答申)
- ・答申 第104号 (H18.12.12答申)
- ・答申 第118号 (H18.5.24答申)
- ・答申 第119号 (H18.5.24答申)
- ・答申 第120号 (H18.6.20答申)
- ・答申 第133号 (H18.5.19答申)
- ・答申 第134号 (H18.6.20答申)
- ・答申 第135号 (H18.6.20答申)
- ・答申 第136号 (H18.7.10答申)
- ・答申 第140号 (H18.6.20答申)
- ・答申 第141号 (H19.3.20答申)
- ・答申 第143、144号 (H18.6.20答申)
- ・答申 第145号 (H19.3.20答申)
- ・答申 第147号 (H18.12.12答申)

答申の全文、公文書開示制度の実施状況一覧表、高知県情報公開条例、高知県公文書開示審査会規則は、「高知県のホームページ」に掲載しています。

(URL <http://www.pref.kochi.jp/~kensei/>)

このURLは、県政情報課ホームページのトップページのURLです。

また、公文書開示制度の実施状況一覧表は、高知県庁1階 県民室(高知市丸ノ内1-2-20)で閲覧及び複写ができます。

## 答申第103号の概要

- 1 件名 (1) 公安委員会及び警察本部の交際費に関して  
平成13年度の支出負担行為決議書兼支出命令書、前渡資金請求書、支出伺い、常時資金出納簿、支払明細書  
  
(2) 県警本部・高知警察署・高知南警察署に関して  
平成13年度の国費に係る
  - ・支出負担行為即支出決定決議書(特例払を含む) 債主内訳書、支給調書、鑑定報告書、実施報告書、委任状、請求書平成13年度の県費に係る
  - ・支出負担行為決議書兼支出命令書、支出命令書、控除内訳書、内訳書、支出調書、支払調書、支出伺い、契約書、弁護士報酬取扱方針、見積書、署長感謝状上申書、感謝状案文、表章伺い、申立書、駐在所等報償費支出調書、報償費支出内訳書、駐在所における援助日数報告書、(前渡資金)請求書、ほう賞金決定通知書、名簿、支出負担行為決議書、見積調書、明細書
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年4月1日
- 4 原決定年月日 平成14年8月30日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示決定の理由  
審査請求人が、平成14年4月1日付けで行った「公安委員会及び警察本部の交際費に関して(平成13年度の支出負担行為決議書兼支出命令書等)」、「警察本部・高知警察署・高知南警察署に関して(平成13年度の国費に係る・支出負担行為即支出決定決議書(特例払を含む)等)」の開示請求に対し、実施機関は平成14年8月30日付け高務(文)発第45号にて部分開示決定を行った。  
審査請求人は、この部分開示決定について、条例の曲解による恣意的判断等の結果であり、県民の知る権利の重大な侵害であると主張しているが、実施機関は、個人情報に該当する部分や法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報及び今後の犯罪の予防と捜査活動に著しい支障を生ずるおそれのある情報として、本件開示文書を部分開示したものである。
- 7 審査請求年月日 平成14年11月6日
- 8 審査請求の内容 部分開示決定を取消し、非開示部分の開示を求める
- 9 諮問年月日 平成14年11月13日
- 10 答申年月日 平成18年12月18日
- 11 審査会の結論  
警察本部長は、部分開示とした「公安委員会及び警察本部の交際費に関して(平成13年度の支出負担行為決議書兼支出命令書等)」、「警察本部・高知警察署・高知南警察署に関して(平成13年度の国費に係る・支出負担行為即支出決定決議書(特例払を含む)等)」について、非開示とした部分のうち、審査会が「開示」と判断した各項目については開示すべきである。
- 12 審査会の判断概要  
(旧条例第6条第1項第2号該当性について)  
(1) 交際費の支出に係る支出伺及び支出明細書等に記載された香典等の支出先の住所並びに死亡広

告等については、当該交際費の支出証拠書類に添付された新聞の死亡広告に掲載された住所と、当該交際費の支払先として記載された住所とは必ずしも同一の情報とは限らず、また、新聞の死亡広告ではないものが添付されていることもあることから、交際費の支払先の住所は、公にされた情報であるか否かは定かでないため、本号ただし書に該当しないと認められた。

(2) 懇親会、研修会等の出席者・講師の氏名、役職等、健康管理審査会委員について、懇親会等の出席者名簿等に記載された、団体等の三役に相当する者の氏名及び役職名等は、個人に関する情報ではあるが、対外的に役員名を名乗って活動している者であることから、本号ただし書に該当する情報であると認められた。

(3) 契約同等にある警察職員の氏名、決裁書類の印影等（警部補以下の警察職員）については、本号ただし書の規定は非開示とする公務員の範囲の決定を実施機関に委ねることを相当とする趣旨であると解される。

したがって、本件公文書で非開示とした警察職員の氏名、決裁書類の印影等について、実施機関に適用される公安委員会規則により、本号ただし書の実施機関が定める公務員の氏名等に該当し、非開示が妥当であると認められた。

(4) 報償費、諸謝金を支出した部外講師等の氏名等について、講師等に支払った報償費の金額を本件部分開示決定により開示しており、氏名も開示すると、これら個人の講師料等の金額が明らかになってしまうため、個人に係る振込先の金融機関名、口座番号等も個人に関する情報であり、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められた。

(5) 部内表彰に関する功労者の氏名等は、表彰自体を一般に公表しているという事実は認められないことから、本号ただし書にいう公表を目的として作成し、又は取得した情報に該当しない。

「功労の概要」に記載された特殊な事件名については、狭い範囲の者にでも被害者が識別される可能性があるのであれば、被害者に関する非開示部分のうち、通常他人に知られたくない犯罪被害事件名については、個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報であるから、個人に関する情報に最大限配慮し、本号本文に該当する情報として非開示とすることが妥当と認められた。

(6) 解剖医師個人に係る債主コード、金融機関名、口座番号、氏名等については、支払った謝金の額が、本件部分開示決定により既に開示されており、氏名を開示すれば特定の個人の所得に関する情報が判明することから、解剖医師の氏名等は、本号に該当する情報であると認められた。

(7) 強制採尿担当医師並びに強制採尿実施病院に係る氏名、住所、債主コード等及び強制採尿の実施場所について、医師が所属する病院名は明らかにしても医師個人を特定できず、本号に該当していないと認められるが、その他については特定個人を識別できる情報と認められた。

(8) 変死者の発見状況、鑑定の必要性、事案の概要について、本審査会で審査した結果、歯牙鑑定に係る変死者の発見状況のうち、一部の文書において、身元不明であるが発見場所や状況等と結びつけることにより、また、鑑定の必要性に関する記載部分で変死者の氏名が記載されているため、いずれも特定の個人を識別することができることとなり、本号に該当する情報であると認められた。

(旧条例第6条第1項第3号該当性について)

(1) 法人等又は事業を営む個人に係る金融機関名、預金種別、口座番号等について、事業者は代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付することにより、口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認していることから、原則として本号には該当しないと判断した。

ただし、顧問弁護士等は口座番号等を請求書等に記載して周知されているものではないと認められることから、本号本文に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められた。

- (2) 弁護士報酬算定調書等は、訴額や訴訟継続期間、出廷回数、訴訟技術上の客観的難易度等を点数化し、事件の内容により報酬額を算定しているものであり、個々の弁護士個人に対する評価には該当しないので、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、本号には該当しないと認められた。
- (3) 留置人弁当納入業者に係る郵便番号、債権者コード、住所、氏名及び金融機関コード、口座番号等について、警察に協力的な人物として嫌がらせを受けるなどのおそれがあるとの実施機関の主張の中には、このことが公になると、事業者としての正当な利益が害されるとの主張が含まれるとも考えられる。留置人関係者の中には暴力団組織等に属する者もあり、これらの者が出入りすることによって、店舗の営業に支障が生じ、事業運営上の不利益を被ると認められるので、本号に該当する情報であると認められた。

(旧条例第6条第1項第4号該当性について)

- (1) 「全日本教職員組合 2001 年度教育研究全国集会」の警備実施は前例に基づいて計画を策定することが多く、警備実施態勢を構築した日が分かると、今後の同様の集会等において警備態勢の間隙を縫ってテロ等が敢行されるおそれが認められるという実施機関の説明には相当な理由があることから、補食の支払予定日、検認済年月日、支出負担行為年月日、起案年月日等については実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。
- (2) NTTグループ・警察連絡協議会の開催に係る会議次第等には、電話捜査に関する具体的な情報が記載されており、開示すれば犯罪を企図する者等に捜査手法が明らかとなり、更に、これら電話捜査に関する具体的な手法等を熟知する出席者に対する働きかけ等により捜査手法を研究されること等によって、今後の犯罪の予防と捜査活動に著しい支障を生ずるおそれがあるとの主張には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。
- (3) 留置人弁当納入業者に係る氏名等については、被留置人の家族等近親者から問い合わせがあった場合に、警察署によっては業者の同意を得て教示している現状からすれば、本号に該当する相当な理由があるとの実施機関の判断には十分な合理性は認められない。
- (4) 解剖医師個人に係る債主コード、金融機関名、口座番号、氏名等については、個人が特定されると事件関係者が事件の端緒となる解剖所見を警察に伝えないように、又は真実と異なる所見を伝えるように当該解剖医に対して懐柔、脅迫、嫌がらせ等を加えるなど公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることと認められることから、実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。
- (5) 強制採尿担当医師並びに強制採尿実施病院に係る氏名、住所、債主コード等及び強制採尿の実施場所については、実施機関が強制採尿を実施する都度、各病院に依頼して実施しており、また、被採尿者はどの病院で採尿を実施したかを当然承知していることなどからすれば、本号に該当する相当な理由があるとの実施機関の判断には十分な合理性は認められない。
- (6) 高知県警察協力医会懇談会出席者名簿中の検案医師に係る氏名、医療機関名について、これらを開示すると、利害関係者等から脅迫等を受けるおそれがあり、その後の犯罪捜査、公訴の維持に支障が生じ、また、信頼関係を損ない、その後の捜査協力を拒否される事態に至ることも予想されると主張する実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。
- (7) 国費の諸謝金の支出負担行為即支出決定決議書に添付された鑑定報告書等に記載の鑑定物件名、遊技機の種別、型式名、鑑定事項等（遊技機不正改造に係るもの）について、記載された鑑定事項は、一般的な事項以外は特に記載されていないことから、本号に該当する相当な理由があるとの実施機関の判断には十分な合理性は認められない。

実施機関が非開示とした、その他の情報は、遊技機の不正改造を誘発するおそれが認められることから、実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

- (8) 歯牙鑑定に係る変死者の発見状況及び歯牙鑑定に係る鑑定の必要性について、具体的な犯罪事実等が記載されている箇所は、明らかにすることにより、今後の捜査活動に支障を生ずるおそれがあるとする実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

しかし、その他については変死者の発見状況には具体的な犯罪事実等は記載されておらず、本号に該当する相当な理由があるとの実施機関の判断には十分な合理性は認められない。

- (9) 表彰伺いに記載された所属名について、実施機関は「警備情報活動成績優秀」等の記載を開示しており、被表彰者の所属名を開示すれば、当該所属における情報収集能力が高いということが推測され、これらの情報を基に、捜査の網をかいくぐってテロ行為等を起こしたり、捜査を察知すれば、逃走や証拠を隠滅することも考えられるとする実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

- (10) 表彰伺いに記載された功労の概要等について、具体的な捜査手法の名称や内容が記載されている部分は、明らかにすることにより、今後の捜査活動に支障を生ずるおそれがあるとする実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

- (11) 功労事件一覧表に記載された確認指紋の利用状況・余罪等参考意見について、非開示とした部分には、具体的な捜査手法が記載されているとは認められず、本号に該当する相当な理由があるとの実施機関の判断には十分な合理性は認められない。

- (12) 表彰伺いに添付された応援派遣部隊名について、非開示とした応援派遣部隊名は、具体的任務に係る部隊名であり、公文書開示請求を重ねて行うことで、警備態勢の構築の程度が典型的に判明し、テロ等の犯罪行為に資する情報を提供することとなるという実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

- (13) ほう賞金決定通知書に記載された古物商、質屋の住所、氏名については、開示すると、警察に対する積極的な捜査協力者であることが明らかになり、当該古物商等の協力に基づく犯罪捜査に支障を生ずるおそれがあると認められ、実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

- (14) 署長表彰者名簿に記載された功労の概要については、特定の警察活動に関する功労の概要が記載されており、これを開示すると当該警察署において特定の警察活動が活発に行われていることが明らかになり、犯罪の予防、捜査、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められ、実施機関の判断には合理性があり、本号に該当する相当な理由があると認められた。

(旧条例第6条第1項第6号ア該当性について)

- (1) 弁護士の報酬額等は、訴額や訴訟継続期間、出廷回数、訴訟技術上の客観的難易度等を点数化し、事件の内容により算定される情報であり、弁護士報酬額等を開示することによって、自己の弁護活動が正当に評価されていないとして実施機関に不信感を持ち、実施機関の行う争訟事務の公正円滑な執行に著しい支障を生じる情報であるとは認められず、本号には該当しないと認められた。

(旧条例第6条第2項該当性について)

審査請求人は「高知県警察において組織的に不正経理が行われており、その不正を解明する公益上の理由がある」旨主張しているものと意見聴取の際の発言等から推察されるが、それに関連すると思われる捜査費の個別執行に関する支払証拠書や前渡資金精算書は本件審査対象公文書には含まれていない。

したがって、本件公文書の非開示情報については、旧条例第6条第2項に該当し、開示しないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があるとは認められなかった。

## 答申第104号の概要

### 1 件名

「香北町営土地改良事業施行認可申請書（香北町新田地区）に係わり、認可後に県が取得した町からの報告書」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年10月2日

4 原決定年月日 平成14年10月16日

5 決定の内容 部分開示

### 6 部分開示決定の理由

本件公文書のうち、権利関係調査簿に記載されている所有者名及び権原に基づき使用収益する者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、本号本文に該当するため、非開示とした。

また、本件公文書を作成した香北町に確認したところ、当該調査簿は香北町新田地区の水利組合の台帳から転記作成されたものであり、この台帳は、組合員以外の者は閲覧できないことから、本号ただし書のいずれにも該当しない。

7 異議申立て年月日 平成14年11月30日（受付平成14年12月3日）

8 異議申立ての内容 公文書部分開示決定を取消し、非開示とした権利関係調査簿中の「所有者名」欄の開示を求める。

9 諮問年月日 平成14年12月12日

10 答申年月日 平成18年12月12日

### 11 審査会の結論

知事が、「香北町営土地改良事業施行認可申請書（香北町新田地区）に係わり、認可後に県が取得した町からの報告書」を部分開示とした決定は、妥当である。

### 12 審査会の判断概要

#### （1）旧条例第6条第1項第2号該当性について

本件調査簿に記載された土地の所有者名が、仮に登記簿上の土地の所有者名であれば、旧不動産登記法第21条により法務局で何人も閲覧できる情報であるといえる。

しかしながら、実施機関によれば、香北町が水利組合の台帳から転記して当初調査簿を作成し、その内容の一部に誤りがあったとして、それを訂正したのが本件調査簿であり、どちらの調査簿も水利組合の台帳を基に作成されたものであるとのことである。

実施機関によれば、権利関係調査簿は、一般に登記簿台帳を利用して作成するが、それが真の権利関係と一致しないこともあるため、後に関係者から負担金を徴収する必要上、水路の維持費を日常的に徴収している水利組合の台帳から転記する方法をとったものと思われるとのことである。

してみると、本件調査簿中の所有者名は、登記簿から得られる情報と全く同一のものと認めることは困難である。

#### （2）土地改良法に基づく公告について

土地改良法第96条の2第2項により、土地改良事業を行おうとする市町村は、土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告することが義務づけられており、権利関係調査簿についても、公告期間中、何人も閲覧することができるようになっている。

しかしながら、実施機関によれば、本件調査簿は、すでに本件事業が終了していたことから、

同町において公告に供されていないとのことである。

なお、仮に公告に供された権利関係調査簿の場合であっても、公告期間は短期間であり、その公告期間経過後は、何人も閲覧できるという状態ではなくなることを考慮すれば、過去に公告に供されたことのみをもって直ちに、ただし書アの定める「何人も閲覧できるとされている情報」に該当するとは言えない。

以上のことから、本件調査簿中の「所有者名」は、本号ただし書アに該当するとは認められない。

## 答申第118号の概要

- 1 件名 「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の合格者・不合格者の決定について(伺)」
- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成14年8月29日
- 4 原決定年月日 平成14年11月18日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示決定の理由

(1) 個人に関する情報について(平成17年改正前の高知県情報公開条例(以下「旧条例」という)第6条第1項第2号該当性)

「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄(ランク別の人数とその割合)については、特定の個人の評価が識別できる可能性がある個人に関する情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため非開示とした。

しかしながら、情報公開制度の趣旨を考えると、不合格者欄を一律に非開示とするのではなく、不合格者数の多少や、区分ごとの人数の状況に応じ、非開示事由に該当するかどうかを検討すべきである。

ア 不合格者の人数が少ない場合

他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察することが可能になる場合があり、個人のプライバシーを侵害することもあり得る。特に、不合格者が1名の場合及び不合格者全員が同じ区分に集中している場合は、開示すると、個々の不合格者の成績が分かることになり、当該不合格者のプライバシーを侵害することになる。

また、このような場合以外であっても、不合格者数が比較的少数の場合は、他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察できる可能性があると考えられるので、非開示にすべきである。

イ 不合格者の人数が比較的多い場合

不合格者数がある程度の人数以上の場合においては、元々他の受審者に関する情報と照合することにも限度があるから、不合格者欄を開示しても、各受審者の成績を推察するのは不可能と考えられるので、非開示にすべきではない。

ウ 開示・非開示の基準(不合格者の人数に関する基準)

この基準を客観的根拠に基づいて設定することはできないが、社会通念上は10人程度が基準として適当と考えられるので、「不合格者が10人以下かどうか」を基準として開示・非開示を決定しても、情報公開制度の趣旨に背かない事務処理であると考えられる。

(2) 旧条例第6条第1項第6号ア該当性について

不合格者の総合判定基準については、来年度も反復継続するため、当事業の円滑な執行に支障を生ずるため非開示とした。

総合判定基準を開示することにより、現在非公開にしている選考基準等の一部、すなわち「手の内」が明らかとなる。その結果、将来も引き続き実施する採用審査の目的に沿った成果が得られなくなり、円滑な執行に支障を生じることになる。

- 7 異議申立て年月日 平成15年1月10日
- 8 異議申立ての理由 部分開示決定の取消しを求めるものである。
- 9 諮問年月日 平成15年1月24日

10 答申年月日 平成18年5月24日

11 審査会の結論

教育委員会が「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の合格者・不合格者の決定について(伺)」について非開示とした部分のうち、「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄で、校種・教科別の不合格者の人数が11人以上の部分は、開示すべきである。

12 審査会の判断概要

(1)公文書 中の不合格者欄について

教員選考審査の第1次審査においてどのランクで不合格となったかという受審者に関する情報が、最大限に配慮されるべき個人に関する情報に該当することは明らかである。

もっとも、不合格者欄には氏名の記載はなく、不合格者の人数とその割合が示されているにすぎないから、不合格者欄自体は、特定の個人を識別することができる情報とは言えない。

しかしながら、教員選考審査の第1次審査を受審し不合格となった者を知っている一定範囲の者は、不合格者の人数が少ない校種・教科については、不合格者欄から当該不合格者を特定しその者の不合格のランクを推察できる可能性がある。

したがって、不合格者欄を原則開示とし、不合格者の人数が10人以下である校種・教科の不合格者欄については、旧条例第6条第1項第2号の定める非開示情報に該当するため非開示とするという、実施機関の主張は、不合理なものとは認められない。

(2)公文書 の不合格者の総合判定基準について

不合格者の総合判定基準は、第1次審査の選考基準そのものではないが、そこに記載された第1次審査結果の得点分布と不合格者のランク付けとの関係を説明する記述から第1次審査の選考基準が推測される可能性があると考えられる。

また、第1次審査の方法はその後変更されていないとのことである。それゆえ、不合格者の総合判定基準が開示されることにより、第1次審査の選考基準が推測されることになれば、今後の選考審査において、受審者は、その推測された選考基準を意識した、偏った受審対策をとり、その結果、真に教員に相応しい人物かどうかを判定することに支障を来すことになり、将来の選考審査事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが考えられる。

したがって、不合格者の総合判定基準は、旧条例第6条第1項第6号の非開示情報に該当すると認められる。

## 答申第119号の概要

- 1 件名 「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査結果の情報提供について(伺)」
- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成14年8月29日
- 4 原決定年月日 平成14年11月18日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示決定の理由

個人に関する情報について(平成17年改正前の高知県情報公開条例(以下「旧条例」という)第6条第1項第2号該当性)

「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄(ランク別の人数とその割合)については、特定の個人の評価が識別できる可能性がある個人に関する情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないため非開示とした。

しかしながら、情報公開制度の趣旨を考えると、不合格者欄を一律に非開示とするのではなく、不合格者数の多少や、区分ごとの人数の状況に応じ、非開示事由に該当するかどうかを検討すべきである。

### ア 不合格者の人数が少ない場合

他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察することが可能になる場合があり、個人のプライバシーを侵害することもあり得る。特に、不合格者が1名の場合及び不合格者全員が同じ区分に集中している場合は、開示すると、個々の不合格者の成績が分かることになり、当該不合格者のプライバシーを侵害することになる。

また、このような場合以外であっても、不合格者数が比較的少数の場合は、他の受審者に関する情報と照合することにより、各受審者の成績を推察できる可能性があると考えられるので、非開示にすべきである。

### イ 不合格者の人数が比較的多い場合

不合格者数がある程度の人数以上の場合においては、元々他の受審者に関する情報と照合することにも限度があるから、不合格者欄を開示しても、各受審者の成績を推察するのは不可能と考えられるので、非開示にすべきではない。

### ウ 開示・非開示の基準(不合格者の人数に関する基準)

この基準を客観的根拠に基づいて設定することはできないが、社会通念上は10人程度が基準として適当と考えられるので、「不合格者が10人以下かどうか」を基準として開示・非開示を決定しても、情報公開制度の趣旨に背かない事務処理であると考えられる。

- 7 異議申立て年月日 平成15年1月10日
- 8 異議申立ての理由 非開示とされた不合格者欄の開示を求めるものである。
- 9 諮問年月日 平成15年1月24日
- 10 答申年月日 平成18年5月24日
- 11 審査会の結論

教育委員会が「平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査結果の情報提供について(伺)」について、非開示とした「平成15年度教員採用1次審査結果」の不合格者欄のうち、校種・教科別の不合格者の人数が11人以上の部分は、開示すべきである。

### 12 審査会の判断概要

教員選考審査の第1次審査においてどのランクで不合格となったかという受審者に関する情報が、最

大限に配慮されるべき個人に関する情報に該当することは明らかである。

もっとも、不合格者欄には氏名の記載はなく、不合格者の人数とその割合が示されているにすぎないから、不合格者欄自体は、特定の個人を識別することができる情報とは言えない。

しかしながら、教員選考審査の第1次審査を受審し不合格となった者を知っている一定範囲の者は、不合格者の人数が少ない校種・教科については、不合格者欄から当該不合格者を特定しその者の不合格のランクを推察できる可能性がある。

したがって、不合格者欄を原則開示とし、不合格者の人数が10人以下である校種・教科の不合格者欄については、旧条例第6条第1項第2号の定める非開示情報に該当すると認められる。

## 答申第120号の概要

- 1 件名 「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年10月30日
- 4 原決定年月日 平成14年11月12日
- 5 決定の内容 開示
- 6 開示決定の理由

異議申立人が、平成14年10月30日付けで行った「平成11年1月28日付の事業認定申請書（10用第910号）に添えられている回議書」（以下「本件開示文書」という。）の開示請求に対し、「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について（伺）」を開示した。

異議申立人は、この開示決定について、当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求めているが、本件開示文書以外に当該事業に係る事業認定申請の文書は存在しておらず、本件開示文書を開示したものである。

- 7 異議申立て年月日 平成14年12月2日
- 8 異議申立ての内容 当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。
- 9 諮問年月日 平成15年1月27日
- 10 答申年月日 平成18年6月20日
- 11 審査会の結論

知事が、「平成11年1月28日付の事業認定申請書（10用第910号）に添えられている回議書」の開示請求に対し、「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について（伺）」を開示したのは妥当である。

### 12 審査会の判断概要

#### (1) 事業認定申請の手続きについて

国の総括ヒアリング（平成10年4月9日）

事業認定申請書案作成（第1-10号（工期：平成10年5月20日～6月30日）及び第1-11号（工期：平成10年5月20日～6月29日）で作成）

事業認定申請書案事前審査（平成10年9月28日）

事業認定申請書案修正（第1-15号（工期：平成11年2月2日～3月3日）で修正）

事業認定申請（平成11年1月28日）

告示（平成11年3月11日）

で行なわれていることが確認された。

異議申立人は、第1-15号の委託業務の完了検査の日付が、事業認定の申請伺いの後になっているので、本件開示文書は、開示を求める文書と異なる文書であると主張しているが、これは契約事務の遅延によるものであり、異議申立人の指摘するような他の回議書は存在しないことが認められた。

#### (2) 事業認定申請の日付について

平成11年1月28日付け事業認定申請書を、国が受け付けた日付は、平成11年2月2日となっている。また、平成11年2月3日付けで土地収用法第24条第2項の規定による公衆の縦覧に供するため、「事業認定申請書及び添付書類の写しの送付について（通知）」の文書が高知市長あてに送付されている。

これらの資料と実施機関の説明を重ねれば、事業認定申請書の日付については、平成11年1月28日で矛盾するものではなく、実施機関が行った開示決定は妥当であると認められた。

以上のことから、「平成11年1月28日付の事業認定申請書（10用第910号）に添えられている回議書」の開示請求に対し、「土地収用法の規定に基づく事業認定の申請について（伺）」を開示したのは妥

当であると判断した。

なお、実施機関が行う事業等の説明責任について、実施機関や異議申立人から、一連の前田川改修工事にかかる開示請求や異議申立てについての意見聴取等を行ったところ、実施機関は、異議申立人に十分な説明を行なったとしているが、異議申立人は、ほとんど説明を受けていないと主張して、食い違いを見せている。

このように、実施機関と開示請求者との意思疎通を欠いたことにより、異議申立てに発展する事例が増えており、今後このようなことのないよう適切な対応を要望する。

## 答申第133号の概要

- 1 件名 「嶺北プレカット事業協同組合事業報告書綴 平成4年度～平成13年度(平成8年度については上半期報告書含む)」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年7月3日
- 4 原決定年月日 平成15年7月17日
- 5 決定の内容 部分開示(実施機関は林業振興課及び経営流通課)
- 6 部分開示決定の理由  
(旧条例第6条第1項第2号該当性について)  
事業報告書綴に記載されている役職員の兼職及び個人の組合員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため認められ、旧条例第6条第1項第2号に該当し、かつ同号のただし書のいずれにも該当しないので非開示とした。  
(旧条例第6条第1項第3号該当性について)  
事業報告書綴に記載されている非開示とした情報は、当該法人の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人及び記述された法人等の競争上又は事業運営上の地位その他利益を害すると認められ、かつ、旧条例第6条第1項第3号ただし書のいずれにも該当しないので非開示とした。  
(旧条例第6条第1項第5号該当性について)  
事業報告書綴に記載されている役職員の印影は、実印等である可能性があり開示することにより、当該個人の財産の保護に支障を生じるおそれがあるため旧条例第6条第1項第5号に該当し、非開示とした。
- 7 異議申立て年月日 平成15年9月19日
- 8 異議申立ての内容 部分開示決定のうち旧条例第6条第1項第2号及び第5号に該当するものを除き、非開示部分の開示を求めるものである。
- 9 諮問年月日 平成15年9月26日
- 10 答申年月日 平成18年5月19日
- 11 審査会の結論  
知事が、「嶺北プレカット事業協同組合事業報告書綴 平成4年度～平成13年度(平成8年度については上半期報告書含む)」を、部分開示とした決定は妥当である。
- 12 審査会の判断概要  
(旧条例第6条第1項第3号該当性について)  
(1) 組合員数及び出資口数表中の口数、金額、名称及び住所  
これらの情報を開示することにより、出資の相手先や法人の経営活動が明らかになるため、法人の事業運営上の地位を害すると認められる。  
(2) 各年度事業報告書中の一般概要及び各年度事業計画書中の非開示部分  
これらの情報を開示することにより、経営方針、受注実績や今後の受注見込、生産設備の状況等が明らかになり、法人の競争上の地位を害すると認められる。  
(3) 各年度事業報告書の実績表中、区分項目、数量及びグラフ等  
これらの情報を開示することにより、販売範囲、取引先名、生産数量等の営業情報が明らかになり、法人及び取引相手方の競争上の地位を害すると認められる。  
(4) 年度事業報告書の財産目録、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、余剰金処分案、損失金処理案、損失金処理計算書、下半期受注予測、作業所収支内訳書

これらの情報を開示することにより、生産技術に関する情報や、経営情報が明らかになるが、これらの情報は、専ら法人等内部の管理情報として保護されるべきものであり、法人の競争上の地位を害すると認められる。

(5) 収支予算書

この情報を開示することにより、法人の経営規模や財務体質、その他事業運営に関する事項が明らかになり、法人の事業運営上の地位を害すると認められる。

## 答申第134号の概要

- 1 件名 「鏡川水系前田川河川改修工事の地権者、甲、乙、丙に対する用地交渉日誌について」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年6月16日
- 4 原決定年月日 平成15年6月27日
- 5 決定の内容 非開示
- 6 非開示決定の理由
- 7 異議申立て年月日 平成15年8月29日
- 8 異議申立ての内容 非開示決定の取消しを求める。
- 9 諮問年月日 平成15年10月30日
- 10 答申年月日 平成18年6月20日

### 11 審査会の結論

知事が、「鏡川水系前田川河川改修工事の地権者、甲、乙、丙に対する用地交渉日誌」を、非開示とした決定は妥当である。

### 12 審査会の判断概要

個人に関する情報について（旧条例第6条第1項第2号該当性）

本件公文書は、鏡川水系前田川河川改修工事の地権者、甲、乙、丙に対する用地交渉日誌である。

この用地交渉日誌には、交渉相手となる地権者の住所や交渉場所、日時その他具体的な交渉内容が記載されており、その交渉内容については、交渉相手の内心に関するものや生活関係に関するもの及び資産に関するもの等、個人に関する情報が記載されていることが認められた。

このため、氏名、住所など個人を識別することができる情報をすでに部分開示しており、さらに、個人を識別できる情報を部分開示すると、これらの部分開示された用地交渉日誌を照合すれば、実施機関の主張するとおり、特定の個人の用地交渉の内容が明らかになる恐れがあると認められたことから、実施機関の行った非開示決定は妥当であると判断した。

なお、異議申立人は、過去に開示を受けていないと主張するが、開示済みの文書との照合は、必ずしも同一人への開示した情報とは限らないものである。

## 答申第135号の概要

- 1 件名 回議書(文書番号10用第910号、文書日付平成11年1月28日)の「別添案」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年7月9日
- 4 原決定年月日 平成15年7月23日
- 5 決定の内容 開示
- 6 開示決定の理由

異議申立人が、平成15年7月9日付けで行った「回議書(文書番号10用第910号、文書日付平成11年1月28日)に、『別添案により建設大臣に対して申請を行なってよろしいか』と記載がある。その『別添案』(以下「本件開示文書」という。)の開示請求に対し、「回議書(文書番号10用第910号、文書日付平成11年1月28日)の『別添案』」を開示した。

異議申立人は、この開示決定について、当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求めているが、本件開示文書以外に事業認定申請の起案文書に添付されている別添案は存在しておらず、本件開示文書を開示したものである。

- 7 異議申立て年月日 平成15年9月18日
- 8 異議申立ての内容 当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。
- 9 諮問年月日 平成15年10月30日
- 10 答申年月日 平成18年6月20日
- 11 審査会の結論

知事が、「回議書(文書番号10用第910号、文書日付平成11年1月28日)に、『別添案により建設大臣に対して申請を行なってよろしいかと記載がある。その『別添案』』の開示請求に対し、「回議書(文書番号10用第910号、文書日付平成11年1月28日)の『別添案』」を開示したのは、妥当である。

### 12 審査会の判断概要

#### (1) 事業認定申請の手続きについて、

国の総括ヒアリング(平成10年4月9日)

事業認定申請書案作成(第1-10号(工期:平成10年5月20日~6月30日)及び第1-11号(工期:平成10年5月20日~6月29日)で作成)

事業認定申請書案事前審査(平成10年9月28日)

事業認定申請書案修正(第1-15号(工期:平成11年2月2日~3月3日)で修正)

事業認定申請(平成11年1月28日)

告示(平成11年3月11日)

で行なわれていることが確認された。

異議申立人は、第1-15号の委託業務の完了検査の日付が、事業認定の申請伺いの後になっているので、本件開示文書は、開示を求める文書と異なる文書であると主張しているが、これは契約事務の遅延によるものであり、異議申立人の指摘するような他の回議書は存在しないことが認められた。

#### (2) 事業認定申請の日付について

平成11年1月28日付け事業認定申請書を、国が受け付けた日付は、平成11年2月2日となっている。また、平成11年2月3日付けで土地収用法第24条第2項の規定による公衆の縦覧に供するため、「事業認定申請書及び添付書類の写しの送付について(通知)」の文書が高知市長あてに送付されている。

これらの資料と実施機関の説明を重ねれば、事業認定申請書の日付については、平成11年1月28日で矛盾するものではなく、実施機関が行った開示決定は妥当であると認められる。

以上のことから、「回議書（文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日）に、『別添案により建設大臣に対して申請を行なってよろしいか』と記載がある。その『別添案』の開示請求に対し、「回議書(文書番号 10 用第 910 号、文書日付平成 11 年 1 月 28 日)の『別添案』を開示したのは、妥当であると判断した。

## 答申第136号の概要

- 1 件名 「収納台帳」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年8月25日
- 4 原決定年月日 平成15年9月2日
- 5 決定の内容 非開示
- 6 非開示決定の理由

収納台帳に記載されている情報のうち、棟、部屋番号、名義人欄は、直接特定の個人を識別できる情報に該当し、また、棟、部屋番号、名義人欄のみを非開示とした場合にも、収納台帳への記載順が古いタイプの長屋形式の住宅を除き、通常は、若い棟、若い部屋番号順になっていることから、住宅地図や団地内の案内図、郵便受けなど他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別できると認められるおそれがある。

また、判決や和解などの法的措置の対象となった入居者については、措置の年月日、団地名、部屋番号、氏名、和解の場合の滞納金額が議会で公表され、滞納額、月額家賃滞納明細などが記載された判決文や和解調書は議会で公表された内容をもとに、裁判所で個人が自由に閲覧できることから、これらの個人が特定された情報と収納台帳の滞納金額を照合していくことで、判決文や和解調書に記載された個人のみならず、その他の個人も推測され、支払状況などが容易に把握できることから、非開示としたものである。

- 7 異議申立て年月日 平成15年11月5日
- 8 異議申立ての内容 決定の取消し及び、金額の開示
- 9 諮問年月日 平成15年11月11日
- 10 答申年月日 平成18年7月10日
- 11 審査会の結論

知事が「収納台帳」を、非開示とした決定は妥当である。

### 12 審査会の判断概要

#### (1) 本件公文書について

本件公文書は、現年度分と過年度分(滞納者のみ)の団地、棟、部屋番号、名義人ごとの家賃と駐車料の調定金額、収納金額、入金日を月ごとに電算処理した帳票である。

20万円以上の滞納額を確認するには、別冊で綴じられた現年度分と過年度分を足さなければならない。現年度分は部屋番号順に全ての入居者が記載されているが、過年度分は滞納がある者のみが記載されているため、氏名等を非開示にすれば、現年度分と過年度分を足した20万円以上の滞納額が確認できない。

#### (2) 旧条例第6条第1項第2号該当性について

異議申立人は、県営住宅は多数あり、また世帯数も多数あるので、滞納金額だけでは個人を特定できないと主張している。

しかしながら、開示請求時における滞納額20万円以上とは、現年度分と過年度分を足す必要があるが、氏名等を非開示としても、世帯数から団地が特定される可能性があり、団地が特定されると実施機関の主張するとおり、収納台帳への記載順が、棟及び部屋番号順になっていることから、住宅地図や団地内の案内図、郵便受けなど他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別できると認められる。また、判決や和解など法的措置の対象者は、氏名や滞納額が明らかになり、この情報と収納額を照合することにより、法的措置の対象者以外の個人が特定されるおそれがある。

したがって、本件公文書は個人に関する情報に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 公文書の特定について

県民にとって、自分が知りたい情報が実施機関においてどのような形で保存されているかを知る機会は少なく、公文書を特定することは困難な場合が多いと考えられる。

したがって、開示請求があった場合実施機関は、公文書の開示・非開示の判断をする場合だけでなく、県民の知る権利を尊重し原則公開の立場に立った適切な対応を行わなければならない、請求者が開示請求をしようとする公文書を容易かつ的確に特定できるような情報の提供に一層つとめるべきである。

## 答申第140号の概要

- 1 件名 平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務の地下埋設物(上水道管1200mm)の図面
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成16年2月20日
- 4 原決定年月日 平成16年3月4日
- 5 決定の内容 開示
- 6 開示決定の理由

異議申立人が平成16年2月20日付けで行った「鏡川水系前田川河川改修に係る平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川改修用地測量委託業務(以下「第1-10号委託業務」という。)の地下埋設物の図面(図面は縮小せず、分割せず、数字は読めるように複写してください)」(以下「本件開示請求」という。)の開示請求に対し、「平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務の地下埋設物(上水道管1200mm)の図面」を開示した。

異議申立人は、この開示決定について、開示された図面は一部を隠匿している、または、請求した図面そのものを隠匿していると主張するが、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことから、本件開示文書を開示したものである。

- 7 異議申立て年月日 平成16年4月24日
- 8 異議申立ての内容 当該開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。
- 9 諮問年月日 平成16年5月24日
- 10 答申年月日 平成18年6月20日
- 11 審査会の結論

知事が、「鏡川水系前田川河川改修に係る平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川改修用地測量委託業務(以下「第1-10号委託業務」という。)の地下埋設物の図面(図面は縮小せず、分割せず、数字は読めるように複写してください)」の開示請求に対し、「平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務の地下埋設物(上水道管1200mm)の図面」を開示したのは妥当である。

### 12 審査会の判断概要

本件開示文書は、第1-10号委託業務の成果品に参考資料として、高知市水道局に保管されている2枚の図面の一部を、そのまま図面1枚あたり2枚に縮小複写された、A3の用紙4枚であることが認められた。

その成果品は、一連のページとなった綴じ込み方式で編纂されたもので、本件開示文書が、成果品の一部であること、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことが確認された。

以上のことから、「鏡川水系前田川河川改修に係る平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川改修用地測量委託業務(以下「第1-10号委託業務」という。)の地下埋設物の図面(図面は縮小せず、分割せず、数字は読めるように複写してください)」の開示請求に対し、「平成7年度住小規模改第1-10号前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務の地下埋設物(上水道管1200mm)の図面」を開示したのは妥当であると判断した。

なお、本件開示文書中のミリ単位での表示は、河川改修の計画河床高と上水道管の現設置高の差を求めるために、受託業者が高知市水道局から複写した図面に基づいて測量した結果をミリ単位で表示したとのことである。

## 答申第141号の概要

- 1 件名 「吾川郡春野町西分字金傳 の農地法による所有権移転に係る一切の書類」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成16年5月31日
- 4 原決定年月日 平成16年6月8日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示決定の理由

開示請求の対象となった公文書は、地番を特定してなされた土地の農地法による所有権移転にかかる一切の書類であり、農地法による所有権移転に関する書類を編綴した簿冊等から抜き出した当該地番に関する書類であって、異議申立ての対象となった公文書（以下「本件公文書」という。）は、開示請求の対象となった公文書の中の7件であり、それぞれの非開示理由は次のとおりである。

### (1) 買収令書作成送付回議書添付の買収進達書

「買収進達書」の委員会名欄の情報については、開示した場合、所有者がどの農業委員会所管の土地を買収されるかがわかることとなるため、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

なお、令書番号82の「吾川郡西分村」の情報は、公の情報であり、個人に関する情報には該当しないので開示とし、また、令書番号83は、開示請求された地番であり、既に知り得ている情報であるので開示とした。

### (2) 買収進達書（吾川郡西分村農業委員会）添付の同農業委員会会議録

「吾川郡西分村農業委員会会議録」の買収の理由欄については、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

ただし、開示請求された地番の情報については、該当登記簿の「農地法第9条による買収」という記載から、農地法第9条を読めば判断できる内容であるので開示とした。

また、「吾川郡西分村」の情報は、公の情報であり、個人に関する情報には該当しないので開示とした。

### (3) 売渡進達書（吾川郡西分村農業委員会）添付の同農業委員会会議録及び農地買受申込書

「吾川郡西分村農業委員会会議録」の摘要欄については、個人に関する情報と認められる。

ただし、開示請求された地番の情報については、該当登記簿の「農地法第36条による売渡」という記載及び春野町農業委員会の意見書から判断できる内容であるので開示とした。

また、「農地買受申込書」の買い受けるべき土地の面積、対価については、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

ただし、開示請求された地番の面積の情報については、該当登記簿に地積が記載されており、既に知り得ている情報であるので開示とした。

### (4) 売渡通知書作成送付回議書添付の売渡通知書

「売渡通知書」の関係農委欄については、開示した場合、どの農業委員会所管の土地が売渡されるかがわかることとなるため、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

### (5) 歳入徴収決定決議書添付の納額通知書

「納額通知書」の氏名及び納付すべき金額は、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

### (6) 納額通知書並びに同総表送付回議書添付の売渡通知書

同回議書に添付の「売渡通知書」の対価の支払時期及び償還期間欄にある一時払、年賦払及び年賦

償還期間については、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

(7) 昭和56年度土地登記嘱託書控添付の売渡通知書及び買収令書

同登記嘱託書に添付の「売渡通知書の控え」は、対価の支払時期及び償還期間欄が記入されており、この情報は、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められる。

また、「買収令書」の対価の総額欄及び支払額欄は、財産、収入等個人の資産・収入に関する情報と認められる。

ただし、「売渡通知書の原本」については、対価の支払時期及び償還期間欄が記入されていないため、この欄は開示とした。

- 7 異議申立て年月日 平成16年8月7日
- 8 異議申立ての内容 部分開示決定の取消し
- 9 諮問年月日 平成16年8月18日
- 10 答申年月日 平成19年3月20日
- 11 審査会の結論

知事は、「吾川郡春野町西分字金傳 の農地法による所有権移転に係る一切の書類」の開示請求について、部分開示決定を行っているが、「買収令書作成送付回議書」、「買収進達書（吾川郡西分村農業委員会）」、「売渡進達書（吾川郡西分村農業委員会）」及び「売渡通知書作成送付回議書」について、非開示とした部分のうち、次の部分は開示すべきである。

- 1 買収令書作成送付回議書に添付された「買収進達書」の対価支払方法欄、委員会名欄及び欄外の記載事項
- 2 買収進達書（吾川郡西分村農業委員会）に添付された「同農業委員会会議録」の買収の理由欄
- 3 売渡進達書（吾川郡西分村農業委員会）に添付された「同農業委員会会議録」の売渡人氏名欄の小学校名及び摘要欄の個人に関する情報となる地番以外の記載事項
- 4 売渡通知書作成送付回議書に添付された「売渡通知書」の関係農委欄

12 審査会の判断概要

実施機関は、非開示部分について、旧条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当しない」と主張している。

一方、異議申立人は、非開示とされた部分についても開示すべきであると主張していることから、当審査会は、情報公開の趣旨を尊重し、規定に基づき、以下のとおり検討した。

なお、本来は非開示となる個人に関する情報であっても、登記簿から判断できる情報等については開示され、また、「吾川郡西分村」等の行政の情報、公の情報であるので開示されている。

(1) 買収令書作成送付回議書添付の買収進達書

「買収進達書」について、非開示とした委員会名欄に記載されている農業委員会名は、「買収令書」に開示されている情報であり、かつ個人の特定につながる情報ではなく、旧条例第6条第1項第2号に該当しないため、開示すべきである。

また、対価支払方法欄についても、「買収令書」に開示されている情報であり、旧条例第6条第1項第2号に該当しないため、開示すべきである。

さらに、欄外の記載事項についても、旧条例第6条第1項第2号に該当しないため、開示すべきである。

(2) 買収進達書（吾川郡西分村農業委員会）添付の同農業委員会会議録

非開示とした「吾川郡西分村農業委員会会議録」の買収の理由欄については、該当登記簿にある農地法第9条を読めばわかる内容であり、旧条例第6条第1項第2号に該当しないため、開示すべきである。

(3) 売渡進達書(吾川郡西分村農業委員会)添付の同農業委員会会議録及び農地買受申込書

「吾川郡西分村農業委員会会議録」の売渡人氏名欄に記載の「小学校名」及び摘要欄の「現耕作者に関する記載」については、旧条例第6条第1項第2号に該当しないため開示とするが、これら以外の非開示については、妥当であると認められる。

なお、「農地買受申込書」の買い受けるべき土地の面積、対価については、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められ、旧条例第6条第1項第2号に該当しており、非開示は妥当であると認められる。

(4) 売渡通知書作成送付回議書添付の売渡通知書

「売渡通知書」の関係農委欄について、実施機関は「開示することにより売渡の相手方にどの農業委員会所管の土地が売渡されるかがわかることになり、旧条例第6条第1項第2号に該当する」と主張するが、「売渡通知書」に記載されている情報であり、旧条例第6条第1項第2号に該当しないため、開示すべきである。

(5) 歳入徴収決定決議書添付の納額通知書

非開示とした「納額通知書」の氏名は、個人に関する情報であり、また、納付すべき金額についても、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報にあたるため、旧条例第6条第1項第2号に該当しており、非開示は妥当であると認められる。

(6) 納額通知書並びに同総表送付回議書添付の売渡通知書

同回議書に添付の「売渡通知書」の対価の支払時期及び償還期間欄にある一時払、年賦払及び年賦償還期間については、財産、収入等個人の資産・収入状況の情報にあたるため、旧条例第6条第1項第2号に該当しており、非開示は妥当であると認められる。

(7) 昭和56年度土地登記嘱託書控添付の売渡通知書及び買収令書

登記嘱託書に添付の「売渡通知書の控え」については、対価の支払時期及び償還期間欄が記入されており、その情報は、財産、収入等個人の資産・収入状況に関する情報と認められ、旧条例第6条第1項第2号に該当し、非開示は妥当であると認められる。

また、「買収令書」の対価の総額欄及び支払額欄については、財産、収入等個人の資産・収入状況の情報にあたるため、旧条例第6条第1項第2号に該当し、非開示は妥当であると認められる。

## 答 申 第 1 4 3、1 4 4 号 の 概 要

- 1 件 名 諮問143号 前田川の件で水道局山本事業管理者より、ほか諮問144号 水道管移設に係る経緯、ほか
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成15年5月21日
- 4 原決定年月日 平成15年6月30日
- 5 決定の内容 開示及び部分開示
- 6 開示決定及び部分開示決定の理由

異議申立人が、平成15年5月21日付けで行った「高知河川事務所が前田川改修工事について、高知市水道局と交渉、協議等含むすべての関係書類の全部」(以下「本件開示請求」という。)の開示請求に対し、「前田川の件で水道局 山本事業管理者より、ほか」の開示決定及び「水道管移設に係る経緯、ほか」の部分開示決定を行った。

異議申立人は、この決定について、開示された図面は一部を隠匿している、または、請求した図面そのものを隠匿していると主張するが、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことから、本件開示文書を開示したものである。

- 7 異議申立て年月日 平成15年8月27日
- 8 異議申立ての内容 当該開示決定及び部分開示決定を取消し、正しい公文書の開示を求める。
- 9 諮問年月日 平成16年11月9日
- 10 答申年月日 平成18年6月20日
- 11 審査会の結論

知事が、「高知河川事務所が前田川改修工事について、高知市水道局と交渉、協議等含むすべての関係書類の全部」の開示請求に対し、「前田川の件で水道局 山本事業管理者より、ほか」を開示決定し、「水道管移設に係る経緯、ほか」を部分開示決定したのは妥当である。

### 12 審査会の判断概要

本件開示文書は、第1-10号委託業務の成果品に参考資料として、高知市水道局に保管されている2枚の図面の一部を、そのまま図面1枚あたり2枚に縮小複写された、A3の用紙4枚であることが認められた。

その成果品は、一連のページとなった綴じ込み方式で編纂されたもので、本件開示文書が、成果品の一部であること、本件開示文書以外に開示請求に該当する図面がないこと、また、分割複写の事実もないことが確認された。

以上のことから、「高知河川事務所が前田川改修工事について、高知市水道局と交渉、協議等含むすべての関係書類の全部」の開示請求に対し、「前田川の件で水道局 山本事業管理者より、ほか」を開示決定し、「水道管移設に係る経緯、ほか」を部分開示決定したのは妥当であると判断した。

なお、本件開示文書中のミリ単位での表示は、河川改修の計画河床高と上水道管の現設置高の差を求めるために、受託業者が高知市水道局から複写した図面に基いて測量した結果をミリ単位で表示したとのことである。

## 答申第145号の概要

- 1 件名 「指令番号 16 高農山第 5-0110 号で許可した農地法第 5 条の規程による許可申請書及び添付書類」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成 16 年 10 月 12 日
- 4 原決定年月日 平成 16 年 11 月 2 日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 部分開示決定の理由  
非開示とした「被害防除計画書」中の「隣接同意がもらえない事由」の「(1)隣接農地所有者の主張」欄及び「(2)隣接農地所有者の主張に対する見解」欄に記載されている内容は、個人の経験や考えなどに基づく個人の内心に関する情報である。  
したがって、これらの情報は、個人を識別できる個人に関する情報と認められるため、非開示としたものである。  
また、欄外の印影は、個人の財産等の保護に支障を生じるおそれがある情報と認められることから、非開示としたものである。
- 7 異議申立て年月日 平成 16 年 12 月 3 日
- 8 異議申立ての内容 「被害防除計画書」中の非開示部分の開示
- 9 諮問年月日 平成 17 年 2 月 28 日
- 10 答申年月日 平成 19 年 3 月 20 日

### 11 審査会の結論

知事が、「指令番号 16 高農山第 5-0110 号で許可した農地法第 5 条の規定による許可申請書及び添付書類」のうち「被害防除計画書」中の「(1)隣地農地所有者の主張」欄、「(2) 隣地農地所有者の主張に対する見解」欄及び欄外の印影を非開示としたことは、妥当である。

### 12 審査会の判断概要

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、申請人が農地法第 5 条の規定に基づき、実施機関に提出した農地転用許可申請書及びその添付書類である。

本件公文書には、「被害防除計画書」が含まれており、同計画書中の「隣接同意がもらえない事由」には、「(1)隣接農地所有者の主張」欄（以下「(1)欄という。」）及び「(2)隣接農地所有者の主張に対する見解」欄（以下「(2)欄という。」）が設けられている。

実施機関は、非開示とした(1)欄及び(2)欄については、旧条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当し、また、欄外の印影については、旧条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当すると主張しており、以下検討した。

#### 2 旧条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について

旧条例第 6 条第 1 項第 2 号は、旧条例第 3 条後段の個人に関する情報が、十分保護されるように最大限の配慮しなければならないとの規定を受け、原則開示の情報公開制度の下にあっても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるものは、本号ただし書きに該当する情報を除き非開示とすると定めたものである。

(1)欄には、申請者自身が認識している隣接同意がもらえない事由を、また(2)欄には、隣接農地所有者の主張に対する申請者自身の見解が記載されており、その記載の内容は、申請人の経験や考え方などに基づく個人の主観的な主張であって、申請人の内心に関する個人情報であると認められる。

#### 3 旧条例第 6 条第 1 項第 5 号該当性について

欄外の印影については、開示することにより、当該個人の財産等の保護に支障を生じるおそれがある個人の情報であると認められる。

## 答申第147号の概要

### 1 件名

「高知空港特別対策事業の平成7年度事業開始当初の事業費の総額及び負担者がわかる書類」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成17年7月27日（受付17年7月28日）
- 4 原決定年月日 平成17年8月8日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 不存在決定の理由

高知空港特別対策事業は、滑走路延長事業を実施するにあたり、障害となる事案に対し、個別に対応するために順次事業を実施したもので、県が毎年度補助金交付要綱を策定し、事業主体である南国市の行う事業に対して補助金を支出したものである。このため、高知空港特別対策事業が始まった当初には、全体の事業費総額、事業費の負担者がわかる書類は存在しない。

なお、異議申立人に対し、各年度の事業費の実績を集計した資料を情報提供する旨申し入れたが、あくまで当初の事業計画が欲しいのであって、実績の資料は要らないとの回答があった。

- 7 異議申立て年月日 平成17年9月14日（受付9月15日）
- 8 異議申立ての内容 不存在決定の取消しを求める。
- 9 諮問年月日 平成17年9月27日
- 10 答申年月日 平成18年12月12日

### 11 審査会の結論

知事が、「高知空港特別対策事業の平成7年度事業開始当初の事業費の総額及び負担者がわかる書類」について不存在とした決定は、妥当である。

### 12 審査会の判断概要

実施機関からの意見聴取によると、高知空港特別対策事業は、単一の事業ではなく、航空機騒音対策、上水道の整備、ハウスの移転対策、公民館の駐車場整備、代替地対策、電波障害対策等の地元地権者からの要望に対して行われた事業の総称である。県と南国市が、地元地権者等と協議し、その年度で実施可能な事業と事業量を決定したものを、南国市が事業主体となって事業を実施し、県も決定した事業と事業量に対応した補助金交付要綱を毎年度策定し、補助を行ってきた。こうした多種多様な事業について、地元地権者等との協議が完了したのから順次実施するという事業の進め方から、平成7年度事業開始当初には、全体の事業費の総額及び負担者がわかる書類は作成していないとのことである。

以上の実施機関が本件公文書について不存在とする説明には不合理なものはなく、したがって、実施機関が行った不存在決定は妥当であると認められる。